

市民福祉常任委員会（3月9日）

開会（8：58）

○深田委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は16件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市民部、健康福祉部、防災部、市立病院、環境部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

市民部所管の議案の審査に入る。

議第21号「焼津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 では、おはようございます。よろしくお願いいたします。

意思能力を有しないものということで、条例の一部改正が上がってきましたけれども、具体的に何かの証明とか手帳とか、それをもって判断されるのか。どういうふうに具体的に判断されるものについてお伺いしたいと思います。

○小嶋市民課長 こちらの場ですけれども、具体的に示されているものとしたしまして、成年被後見人から印鑑の登録の申請、登録の廃止の申請、または登録事項の修正の届出を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該の成年被後見人本人による申請または届出があるときには、意思能力を有するものとして申請届出を受け付けることとして差し支えないという基準が出ていますので、そちらをもとに判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○深田委員長 ということは、法定代理人がいない人は駄目だよという、そこが判断ということか。

○小嶋市民課長 成年被後見人と認められる場合には、当然ながら法定代理人となる者がおりますので、そちらの人が同行しているというのが質問事項の中でそういった国からの答えがされているものですから、法定代理人の同行というのが必須だと判断できます。

○深田委員長 意思能力を有しないものというものの判断は法定代理人を同行しているということが必須であるという。では、どういう場合が意思能力を有しないものと判断されるのかというのをお聞きしたいんですが。

○小嶋市民課長 まず、印鑑条例そのものの中におきまして、印鑑の登録を受けようとする者は自ら市長に申請しなければならないというのが印鑑条例の中の第3条にありますので、やはり本人の申請がまず必要であるという。その意思表示が必要ということになりますので、この場合は、成年被後見人であっても、法定代理人が同行して、かつ登録の意思を示せば登録が可能ということになります。ですから、やはり本人の意思表示がされない限りは成年被後見人であっても代理人が来ていても登録ができないというこ

とになります。

- 深田委員長 了解。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第21号「焼津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第24号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 1点だけ教えてください。

今まで除票の関係、どうしてわざわざ除票がこれのできたのかという。今までの除票が当然、申請できたじゃないですか。戸籍の除票。

○小嶋市民課長 こちらのほうですけれども、まず、こういった書類の保管期限が5年から150年に変更になったという。戸籍の除票、戸籍の附票の事務、そこも含めて150年になっておりますので、今までは5年で処分していた書類等が長期間にわたって残ることになりまして、それに伴って、今までは附票のほうに除票と一緒に合わせて表記していたんですけれども、そういった形で制度が変わったことによって、こちらのほうも併せて手数料のほうを別に明確に定めるということで、今回、条例のほうを改正させていただくということになりました。

以上です。

○岡田委員 それによって、いわゆる利用者側の市民が申請する様式等は別に変りはないですか。

○小嶋市民課長 様式のほうは今までどおりで変更ありません。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 別表の(87)につきましても、その前の別表の(86)って書いてあると思うんですね。旧のほうの条例にマイナンバーカードの普及のために通知カードを廃止するというので別表の(86)が削除されましたけれども、普及のために通知カードを廃止するという理由、これが、廃止されるとどう普及につながるのか、伺いたいと思います。

○小嶋市民課長 今までは、通知カードもマイナンバーを提供するときにマイナンバー、かつ、ほかの身分証明書と合わせることでマイナンバーの提供とみなすことができたんですけれども、今回、通知カードが廃止されることによって、証明できるものがマイナンバーカードだけになります。あとは、マイナンバーつきの住民票を取得すれば、それも当然ながら通知カードの代わりとはなることができるんですけれども、手軽に証明する手段としてマイナンバーカードということになりますので、国のほうとしては、通知

カードを廃止することでマイナンバーカードの普及を進めていきたいという考えになっていると思われる。

- 深田委員長 そうしますと、市の窓口とか市民への周知というのは、どういうふうに、何か変わりますか。そういう件、ちゃんと説明とかそういうのはされるのでしょうか。
- 小嶋市民課長 こちらのほうですけれども、まだ、通知カードの廃止に関する部分は、具体的な日にち等の通知はまだなされておられません。こちらのほうですけど、令和元年5月31日から1年を越えない範囲において政令で定める日とありまして、現時点で政令のほうが出ておりませんので、いつからかというのも今ところではお知らせできないというところです。5月31日というのは、末は、お尻は決まっているんですけども、いつから通知カードの廃止が決まるかというのがまだ出ていないところですので、それが出ていない状態ですので、まだ告知というのはしていないという状況になります。
- 深田委員長 そうしますと、4月、5月は通知カードでもいいということですが、再発行。
- 小嶋市民課長 再交付は、政令が出る日まで行えますので、問題なくそこはできます。それ以降はできなくなるということになりまして、既に出ている通知カードは引き続き有効ですので、住所等々変わっていなければ、そのまま有効になりますので、そちらのほうはそのまま使用できるということになります。当分の間というのは、抜けておりました。そこが分からないんです。
- 深田委員長 7月からマイナポイントの作業が始まると思うので、多分、私は6月いっぱいまではいいんじゃないかとか、それが当分の間なのではないかなというふうに推測しますけれども、先ほど、最初に言いました、課長がおっしゃいましたマイナンバーカードの普及のためというのは国の考えですけども、焼津市として、じゃ、これに変わっていくことに対して、マイナンバーカードを現在何%の取得率で、それを何%に上げるとか、そういうのを目標というか、そういうのを持っていらっしゃるか。
- 小嶋市民課長 2月末現在で焼津市のマイナンバーカードの交付率は14.95%になっております。今年度は、1年間で4,000枚を超える見込みでおりますので、来年度も4,000枚を目指すような形で、それを超えるような形で交付のほうを目指していきたいと思っております。
- 深田委員長 新年度に4,000枚を予定しているということだよ。じゃ、今年度は何枚か。
- 小嶋市民課長 マイナンバーカードの交付枚数ですけども、昨年度は3,225枚で、今年度は2月末で3,522枚となっております。
- 深田委員長 昨年度が3,225で、今年度2月末現在で3,522、新年度が4,000枚を予定している。
- 小嶋市民課長 4,000枚を超えるように目標を定めております。
- 深田委員長 それが再交付が増えるかどうか、4,000枚以上に増えるかどうかというのは、その内容によると思うんですけども。それと、これに何年かに1回更新というのがあるということなんですけども、それは、この別表の(87)に関係しますか。
- 小嶋市民課長 今、委員長のほうから出ました更新の年月ですけども、更新が必要となるのは、全てマイナンバーカードのほうです。通知カードのほうは、変更がなければ

更新する必要もありませんし、ずっとそのままという形にはなりません。マイナンバーカードのほうが、15歳未満の人は5年でカードそのものを交換します。それ以外の人は、10年でカードそのものを交換、10回目の誕生日です。誰しもが5年で更新しなければいけないのがマイナンバーカードのICチップの中に含まれている証明書の機能を、その部分を必ず5年前に更新しなければならないということになっております。ですので、今年の1月から年齢にかかわらずそういった方というのは来庁されているという状況です。

- 深田委員長 そういう更新の方は、15歳以下が5年間で、それ以外は10年間というのは分かりましたけれども、再交付は800円かかるんですが、更新の場合はお金はかからないということでもいいですか。
- 小嶋市民課長 それが、最初の頃、最初のカードを交付するときは非常に説明がしにくかったんですけども、国のほうから方針が示されまして、更新の際には費用の徴収はないということですので。
- 深田委員長 分かりました。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第24号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第4号「令和2年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 内田委員 歳入の部分ですが、説明、前年度比3億7,700万円ですか、減少していますが、加入者の減ということでしたが、実際どの程度加入者減を想定されているのか、教えてくださいませんか。
- 平田保険年金課長 歳入の保険税の被保険者数の減少につきましては、平成31年度で3万184人を見込んでおります。令和2年度につきましては2万8,466人の被保険者数で見込んでおりますので、1,718人の減少ということで見込んでおります。
- 松島委員 予算書の248ページ、一番上の退職被保険者等療養給付金、これは予算の説明書のほうで、病院等で受診した際の医療費の7割を保険給付するものということなんですが、大きな減額の理由、この前もお聞きして説明でもあったんですけども、改めてもう一度、減額の理由の説明をお願いします。
- 平田保険年金課長 退職被保険者につきましては、平成26年までが制度としてありましたけれども、それ以降につきましては退職のほうの移管はないものですから、年々減少しているというのが現状であります。現在につきましては5名程度が今退職の該当者となっているところであります。
- 松島委員 分かりました。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 初めに、被保険者数が前年度で95%で、具体的に1,718人減るんじゃないかという状況なんですけれども、どういう職業の方が減るのか。あと、年齢的には後期高齢者に移行する人が多いのか、職業別については変更があるのかどうかお聞きしたいと思います。まず、それが1点。

それから、241ページに滞納繰越分の金額がありますけれども、これに対して246ページと247ページの賦課徴収費ということの中で滞納整理ということが行われているということなんですけれども。質疑でも、正職員400人に1人ということなんですけれども、滞納者に対する。滞納でも、特に市税とか固定資産税とかいろいろありますけれども、国民健康保険税が占める割合というのがどのくらいになるのか。それに対する職員というのは、特にここには書かれていないんですけれども、説明書には、210ページの賦課徴収職員給与費の徴収事務4人の方の1人が国保会計からではないかということだと思っただけなんですけれども、その人数で大丈夫なのかどうか。

それで、被保険者が95%になって、保険給付費が246ページの一番下段の一般被保険者のほうは98%、3%増えるという見込みですよ。それに対して納付金は、248ページの国民健康保険事業の納付金は95%。医療費は98%で被保険者は95%、前年度に比べてですよ。納付金は95%。それで、特に、1の一般被保険者医療給付費分は93.7%になると思うんですね。被保険者になれば、昨年よりもさらに下がっている。金額的には下がっているんですけれども、その辺はどういうことなのか。

それと、退職者の納付金、医療給付費分の納付金が、今年度は226万3,000円ですけれども、新年度は2,053万3,000円、9倍ぐらいに上がっているんですけれども、そこは何か特別な医療費の負担があったことなのかどうか。人数が一気に増えたのか、この辺のことをお聞きしたいと思います。

最後に、242ページの基金繰入金、これが今年度は2億6,637万1,000円で、最終的には5,700万円程度に補正で減額しているんですよ。すごく負担は少なく済んだということですが、新年度もまた2億3,600万円の基金を繰り入れる予定だということで計上しているんですけれども、これも、また減額という、そういうふうになっていくんじゃないかと。そうすると、歳入の見込みを大きく見せている予算になっているのではないかと心配されます。その辺のことはどうでしょう。

○平田保険年金課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、職位別については捉えているかということなんですけれども、こちらの試算につきましては、職位別での把握しておりませんので、こちらのほうは捉えていないということでもあります。

続きまして、納付金の関係のほうをお答えさせていただきますけれども、退職分が増えているんじゃないかということでの御質疑であります。

こちらのほう、確かに今年度予算226万3,000円に対して2,053万3,000円ということになっておりますけれども、251ページを御覧いただきたいと思っております。退職被保険者の過年度精算分とあります。こちら、平成30年度の精算に伴いまして1,355万1,000円が返還となっております。ですから、当初で200万円ちょっとで当初予算を編成させていた

だきましたけれども、本来であれば、この226万3,000円とこちらの金額が精算に伴うものになるものですから、若干は予算額のほうが上回ってはいるものの、そんなに大きな差はない。今回、精算が入ったことによって、実は、当初の見込みが違っていただけじゃないんですけれども、見込みのほうが多かったということになることになります。

それと、基金ですね。当初予算における基金と2月補正後の基金の状況なんですけれども、基金につきましては、当初は、必要となる歳入と必要となる支出をそれぞれ入れていった中で、不足が生じた場合には基金を取崩して当初予算編成を行っているところでもあります。確かに、見込みはということになりますけれども、当然、前年度の決算における繰越金というのは全く分かりません。今回も、平成30年の決算、1億3,000万円という金額を繰越しさせていただきましたけれども、これだけでも全然金額が変わってしまいますので、これにつきましては、補正予算を行いながら近づけていくというのが、やはり当局として求められているものですから、こちらに沿って行っているところでもあります。

以上であります。

- 小池納税促進課長 まず、滞納者の滞納繰越分の中の国保が占める割合でございますが、直近の数字で2月末の数字でございますが、金額的に言いますと、市税が4億3,300万円の未収入金に対しまして国保が7億6,100万円の未収入金でございますので、割合は、国保が64%、市税が36%ということになっております。

滞納者数でいいますと、これは、全税目数が3,997人、そのうち国保を滞納している方が2,439人ですので、割合としては61%になるんですが、ただ、国保だけという方ではないものですから、市税も合わせて国保も滞納しているという方が61%という状況でございます。

それから、滞納者数に対する徴収職員の現状でございますが、国保の会計からの正規職員への給与の支弁は4人でございます。そのうち徴収には2人来ております。ただし、徴収のほうでは国保と市税というふうに分けて事務をしているわけではございませんので、全員14人で滞納に当たっておりますので、1人当たりの滞納者数としては、これは本会議のほうの質疑で答えた数字ですけれども、442人というふうに見込んでおります。

- 深田委員長 初めに、職種のほうは調べていないということで、統計を取っていないということですが、階層別に見ますと、それで社保に移行した人と後期高齢者に移行した人ということが、先ほどの最初の答弁でおっしゃったんですけれども、私は、それ以外に保険に入らない人とか自営業者、また、商売を止めてしまったけれども、保険に入るまでの余裕がないとか、何かそういう方とか年金者の方も増えているんじゃないかということで、あと、フリーターの方、非正規の方とか、そういう人の割合というのは、焼津市ではどうなっているのかなというのをお聞きしたかったんですね。分かる範囲でお願いします。

それから、滞納者のほうは、以前にもお聞きしたときに、国保が一番多いよというのが、国保、焼津でも以前、統計で載せていただいていた、いや、これは、市税と合わせて国保が61%、だけれども、市税の金額としては36%で国保のほう64%なので、やはりかなり国保を納めることが大変な割合が多いから大変な人も多いのではないかなというふうに思います。

そのうち、4人のうち2人が納税促進課におられるということなんですけれども、職員1人に対して442人、それは私はあまりにも多過ぎると思うんです。質疑で部長が、県は500人に1人というふうに言っていますけど、それ、ブラックじゃないかと思うんですよね。もう少し、ちゃんと丁寧に対応するんだったらそれなりの人件費、職員の人員をちゃんと手厚くしていくこともまずは必要ではないかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

それから、基金を、必要となる歳入に対して足りなくなるから新年度は2億3,600万円になるよということなんですけれども、これがやっぱり多くなれば、その分、保険税を多くしっかり取らなきゃいけない、滞納繰越分も徴収をしっかりしなきゃいけないということも出てくると思うんですね。前年度の比較を見ると、これまでずっとそんなに基金を入れてこなくて去年から5,700万円になったと。だから、私は、これはもう少し、どこが足りないのか、この基金2億円を入れなければならないのか、その辺がよく見えてこないんですけれども、分かる範囲でお願いします。

- 平田保険年金課長 先ほどの職位別なんですけれども、私の記憶しているところでは、年金受給者と職がない方でたしか5割から6割の間を占めているというのが記憶しているところです。

また、基金なんですけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、まず、必要となる歳入がどれぐらいになってくるのか、歳入としてどれぐらい入ってくるのかという見込みを立てまして、その後、歳出としてどれぐらい必要となるかという見込みを立てまして、その残りが賄えていればそこで終わるんですけれども、そうじゃない場合は基金を取り崩すという形だものですから、先ほども言いましたように、繰越金、あと実際の収入、基盤安定ですとかそういうものが、例えば、当初の申請に対して実績が少なくなってくれば当然減額されるわけですから、そういうものについて逐一補正をかけているというのが現状でありますので、決して当初の段階でごまかしているとか、そういうことは一切ないんです。あくまでも見込みの上の当初予算を立てるものから、当然数字が変われば、その都度補正という形で皆さんにお願いをしているところでありますので、こちらにつきましては、そういう形になるのが特別会計ということで御理解をいただくしかないと思っております。

- 小池納税促進課長 職員1人当たりの滞納者数が多過ぎるのではないかと御質疑でございますが、確かに県のほうの考え方としましては、1人当たり500人ぐらいが適当だというふうに聞いております。その上で、焼津市の本市の現状としましては442人ということで、数字だけで言いますと、職員の年間の実働の日数が、日曜日でも毎月1日出ていますので、大体220から30日ぐらいではないかなと思うんですが、それをこの滞納者数で割りますと、半日に約1人を相手にするというような感じになるのではないかなと。なおかつ、その上で銀行預金の調査の書類の発送ですとか、そういったものは会計年度任用職員が担当しておりますので、実際の正規職員にかかる負担というのはかなり軽くなっているというふうに感じております。ですので、その中でこれまでも滞納整理につきまして、相手方の滞納者に事情に十分配慮をしつつ、催告書を送付したり納税相談をしたりという中で分割納付の受付もしておりますので、その結果として今、滞納繰越金額と滞納者数も徐々に減ってきているというふうに考えております。ですので、人

数的に1人当たりの担当対応者数が多いというのは、現状ではそれほどではないのかなというふうに考えております。

- 深田委員長 最初の職位別で見ると、やはり年金受給者と職のない方が5割から6割。そうなると、保険税が低くなりますから、所得が低い方が多いということなので、かなり大変な状況になるということが分かります。

それで、今の滞納者に関わる市の方針なんですけれども、1人当たり442人だけでも、実際には半日に1人を相手に220日から230日の実働数ということなんですけど、でも、半日に1人といっても、御本人に会えるかどうか分からないし、連絡が取れるかどうか分からないし、かなり大変な方もいらっしゃると思いますので、それで、向こうの予定とかこちらの予定とかを出すのですごい大変になると思うんです。会計年度職員が書類とかの発送業務をやっているということなんですけど、市としては、会計年度職員も合わせた人数で1人当たり何人というふうに見ているんですか。それとも、純粹に正規職員1人当たり442人ということを見ているんですか。その辺のことを確認したいと思います。

最後に、基金繰入金なんですけれども、被保険者数と所得階層の問題と、もう一つ、240ページの保険給付等交付金、この金額の見込み、そこが一番大きいですよ。94億1,900万78円、これ、対前年度だと97.8%ということで、240ページの下から3段目なんですけれども、ここが前年度より2億1,100万円ほど減額されているんですけど、この金額はどうやって算定したのか。そこをお聞きしたいのと、最後に、基金残高は幾らになるのか、現段階で幾らになるのかをお聞きして質疑を終わりたいと思います。

- 小池納税促進課長 あくまでも正規職員1人当たりの担当滞納者数で考えております。会計年度任用職員に納税折衝とか、そういったものはできませんので、正規職員と考えております。

以上です。

- 平田保険年金課長 まず、県支出金のほうなんですけれども、こちらにつきましては、普通交付分と特別交付分がありまして、普通交付分につきましては、療養給付費等について県から入れていただく金額であります。あとは、特別交付金につきましては、県からの補助金ということになっておりますけれども、補助金につきましては昨年度と同程度を見込んでおりまして、特別交付金につきましては、県からの見込み数値を頂いて、こちらのほうに入れております。それが1つです。

それと、基金の残高は幾らになるかということなんですけれども、現在、基金のほう、約11億4,800万円を積んでおります。年度末になりますと利息が約97万円です。それで、今回、取崩しを予定しておりますのが5,732万2,000円でありますので、年度末の基金残高は約10億9,000円の予定であります。

以上でございます。

- 深田委員長 普通交付金と特別交付金の金額、療養給付費と県からの補助金ということで、ここではまとめて書いてございますよね。分けると幾らになるのか、分かりますか。
- 平田保険年金課長 特別交付金のほうは、約2億9,000万円程度見込んでおりますので、その残りが普通交付金になります。
- 太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第4号「令和2年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第8号「令和2年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 1点だけ。後期高齢者になるというか、人数が増えてくると思うんですけども、今年度比でどれだけ増えてくるのかな。そこだけ教えてもらえますか。

○平田保険年金課長 平成31年4月1日現在で74歳の方が1,447人います。順当に行きますと、この方たちが全てということになるんですけども、実際に移行した後の被保険者数につきましては、高齢な方が多いものですから、約半数以下、500人から600人ぐらいが実際に増えた形になるものですから、移行の人数は、予定としては74歳の方がいるのは1,700人なんですけれども、やはりお亡くなりになる方もいらっしゃるものですから、五、六百人程度が毎年増えているというふうになっております。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 私は、特別徴収と普通の徴収の前年度と今年度の予算額を比較しますと、独別徴収は年金の天引きですよ。この方たちが104%で、普通徴収の方は自分で銀行とかで払っていますよね。そういう人が113%になっています。そうすると、やはり年金の少ない人が増えている。新年度だけのことなのか、それとも毎年こういう状況が続いているのか、その状況をお聞きしたいのと、滞納繰越分が574万6,000円ありますけれども、これは何人分で何年ぐらい払っていないとか、そういうのはばらばらなのか。3年、2年で不納欠損にするんですけど、5年でしたか。その辺のこともお聞きしたいが。

○平田保険年金課長 当初予算では、平成30年度の滞納繰越の収入実績率から金額を見込んでおり、人数は見込んでおりません。令和元年度の実績では、全部で321の方が滞納となっております。ただし、このうち重なっている方もいらっしゃるものですから、これはあくまでも延べ人数ということでお考えいただきたいと思います。もっと言いますと、その321人のうち、平成30年度が192人、それ以前が129人となっております。その重なっている人数はというのは、今把握はしておりません。それと、普通徴収と特別徴収の関係なんですけれども、こちらにつきましては、本来であれば特別徴収というのが原則なんですけれども、そういう中で年金天引きができないケース、当然あります。そういう方たちが普通徴収に回っていただいているというのが現状でありますので、こちら辺はケース・バイ・ケースになります。

あと、後期高齢者に移行した場合、すぐに年金天引きができるわけじゃないものから、最初の年というのは必ず普通徴収から始まって、その後、年度が終わって切換え

になるものですから、最初はどうしても普通徴収のほうが多くなるケースが考えられます。

以上であります。

○深田委員長 不納欠損までは何年。

○平田保険年金課長 基本、保険料ですから、料につきましては2年になります。

○深田委員長 2年。でも、平成30年以前のもあるって言ったよね。

○平田保険年金課長 そちらにつきましては、分割納付などにより、2年以上前の滞納も含まれます。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第8号「令和2年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第15号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第15号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第17号「令和元年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第17号「令和元年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第27号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 基礎課税額の限度額、毎年のように上がっているようなんですけども、ここ数年の値上げの状況をお聞かせ願いたいのと、今度、また58万円を61万円にすると、対象世帯はどのぐらいになるのか。そのうち、滞納されている世帯というのがあるのかどうか。

○平田保険年金課長 まず1問目の限度額の状況ですけども、こちらにつきましては、国のほうから毎年上げているというのが現状でして、その状況の一部には物価の上昇というのもよく言われているところではあると思うんです。それと、あと、社会保険にある程度近づけるよというのが1つの状況であるとは考えております。

それで、2つ目につきまして、世帯数ですけども、一応対象者世帯が288世帯、今の58万円の対象者世帯が288世帯。今度、上がることによりまして、限度額を超える世帯が253世帯、35世帯が58万円から61万円の間の世帯数ということになっております。

あと、こちらのほうの滞納世帯があるのかということにつきましては、今資料を持ち合わせがありませんので、後日回答をさせていただく形になると思います。

以上です。

○深田委員長 そうしますと、3万円上げると759万円、253世帯が対象になるということなので、759万円が入るということで、58万円を61万円にしたので、プラス3万円上がるわけでしょう。だから、最高限度額の人が3万円、また保険税に上乘せされるので、その分が759万円ということでもいいですか。253世帯が対象になるということなので。それが新年度予算で既に入っているのかどうかというのを確認したい。

○平田保険年金課長 こちらのほう、調定額のほうなんですけれども、現行での288世帯の調定額が、全体で20億9,751万3,000円です。改正案によりまして、全体の調定額が21億553万4,000円ということで、その差引きで802万1,000円が調定額として上がっております。ですので、288世帯でならしますと約2万8,000円が1世帯当たり上がるということに今の予定ではなっております。

以上です。

○深田委員長 分かりました。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第27号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩(10:44~10:52)

○深田委員長 会議を再開する。

健康福祉部所管の議案の審査に入る。

議第4号「令和2年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 渋谷委員 確認ですけど、今回審査している事項に関して、上乘せ健診のところ、予算的には多少低くなっているということになってはいますが、その辺は十分配慮の上の予算であるかどうかということだけ確認させてもらいたいです。
- 橋ヶ谷健康づくり課長 新年度予算につきましては、基本健診、今回8,903万7,000円予算計上しております。こちらにつきましては、国民健康保険加入者の方が対象となっております、全体的に加入者が減っておりますので、それに併せてこちらの人数も算定をさせていただいております。併せて、詳細な健診につきましても、そちらの人数と、あとは実績、平成30年度になりますけれども、そちらの実績を踏まえて実態に合った予算の作成とさせていただいております。

以上でございます。

- 渋谷委員 ちゃんとそこらは踏まえているという解釈でいいわけね。
- 橋ヶ谷健康づくり課長 はい。
- 深田委員長 副委員長、交代してください。
- 太田副委員長 交代します。
- 深田委員長 今の渋谷委員への答弁がよく分からないんですけれども、732万3,000円減っているけれども、それは全て加入者が減っているよという。それで、特定健診の基本健診と詳細な健診と上乘せ健診の内容については変わっていないということによろしいですか。それとも何か減っているよということなのか、それを教えてください。
- 橋ヶ谷健康づくり課長 内容につきましては、本年度と同じ内容にしております。以前報告させていただきましたが、眼底検査につきましては、現在、医師会等と調整させていただいております。また、報告を上げさせていただきますけれども、状況としては上乘せ健診における眼底検査のほうは廃止をしていきたいよということで現在進めております。ただ、予算につきましてはどうなるか分かりませんので、一応その分も今回当初には見込んでおります。

以上です。

- 深田委員長 医師会との調整がいたら、その分、今度、6月定例会の補正で減額するということになるんですか。
- 橋ヶ谷健康づくり課長 今回、眼底検査につきましては、詳細な健診として30万円程度予算計上させていただいております。今回、議論となる上乘せ健診のほうは、一般会計になりますけれども、金額的にはそんなに高くなりませんので、こちらの考えとすれば、受診率を少しでも上げていきたいよというふうに思っていますので、予算の執行状況を見ながら、すぐに落とすということではなくて、全体の中でやっていきたいということで、今後の受診の状況を見て、予算の推移を確認した上で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 深田委員長 分かりました。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第4号「令和2年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、健康福祉部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第7号「令和2年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 石原委員 予算書の298ページ、2款1項の介護予防把握事業費に関してお伺いします。
これ、把握事業費というのは、どこが拠点になっておりますか、教えてください。
- 落合地域包括ケア推進課長 この事業につきましては、医師会が一括して行う事業でございます。特定健診時に生活機能評価チェックをさせていただいておりますけれども、その結果に基づきまして要介護の状態など、おそれを把握しているところでございます。
- 石原委員 事業費がちょっと減っているのです、ここに関して教えてください。
- 落合地域包括ケア推進課長 この事業費につきましては、今年度まで65歳以上の方を対象としてやってまいりましたが、来年度から後期高齢者につきましては国が保険事業と介護の一体化事業の中で15項目の質問表というものを実施することにいたしました。その中で、石原委員のほうからも一般質問がありましたが、フレイルに着目した質問10項目がありますので、75歳以上につきましては、そちらのほうで把握をさせていただくような形に変更させていただきます。ですから、75歳以上の方の分をまず減額いたしました。それから、今まで65歳以上でございましたが、来年度からは、今後、2025年に向けて75歳以上の方が非常に増えていく中で、また、一方、静岡県健康寿命が平均で73ぐらいまで今行っている中で、65歳から70歳までについては、今度、把握事業のほうの対象から外させていただくような形になりましたので、その分が減額となっております。
- 石原委員 301ページ、地域ケア会議推進事業費に関してお伺いします。
前年度比から大分減っているかなというところがあったので、開催の頻度が減ったんでしょうかね。この辺の金額の違いを教えてください。
- 落合地域包括ケア推進課長 地域ケア会議につきましては、介護保険の中で利用回数が多い方については、来年度からは別に計上することになった関係で減っています。実施内容については変更はございません。
- 石原委員 分かりました。
- 松島委員 総額120億円以上の介護保険の特別会計が出されている中で、特定財源である国庫支出金、その他では半分ぐらい、一般財源としては半分ぐらい使われているわけで、これだけの大きな金額がどうしても必要な施策なり国の施策であるものですから、納得できるところではあるんですが、全体の流れとして、市民満足度というか、このサービスを受ける方の満足度はどうなのかなというのが、まずはお聞きしたいと思っ

ます。本当に必要は何かというところは、現場にいらっしゃる皆さんにしか分からないことというのもあると思います。我々、議員として幾ら聞いても、なかなか情報が集め切れないところがあるんですが、どんなものを課題と考えていてというところをお聞きしたいなと思いました。

個別案件としてお聞きしたいのは、293ページ、294ページ、予算書のほう、介護サービス等諸費の中の2款1項1目、例えば、下段のほうの特例居宅介護サービスというのがあるんですが、科目設置で1,000円ずつ計上されていますけれども、この特例というのがどんなものを想定しているのか、教えていただきたいと思います。お願いします。

○川村介護保険課長 介護保険特別会計についてなんですが、満足度ということについては、市の総合計画に出ている指標もありますので、その中で確認はしてみたいと思います。

課題については、今後、また高齢者の方がどんどん増えていくということになりますので、令和2年度について、次のほほえみプラン21ということで3年間の計画を策定していきますので、その中で、予算としてはこれから上がっていくのかなと思っておりますけど、課題等を見つけていきたいと思っております。

続いて、特例のサービス給付費についてでございます。

ケアプランを暫定的に使っている方、ケアプランをこれから作る、立てる前の間の給付費ということで、特例ということを出しているものでございます。

○松島委員 基本的にこういう福祉関係の内容というのは、いわゆる特例というのが非常に多くなるのではないかなと、いろんな部分でやはりきめ細かなサービスがこれからは必要になってきて、こういう予算設定というのは非常にいいことなのかなと思ってます。というのは、確立した1つの中のサービスでは賄い切れないいろんな、福祉の問題というのは特に個人に関わる問題が多くて、今後、予想されること以上のことが、想定外という言い方はあんまり好きじゃないんですけど、できないところでの福祉というのが、考え方とか行動の中、施策の中で必要になるのかなというふうに思っています。そういった中で、こういうものを科目設置してあるということは、特例というのがあるよということ踏んだというところは、非常に評価できるのではないかなと個人的には思っていたので、具体的なことが今お話がまだなかったですけども、今後、きめ細かなサービスができるようにやっていただきたいなと思います。

以上です。

○渋谷委員 先ほど、石原委員への答弁のときに、75歳以上は別項目って、それは高齢者生きがい活動支援通所事業費がそれになるということなのか、その辺がよく分からなかったのが1つ。

それと、291ページの認定調査費で1,000万円減っているのは、車両が前年度は多かったのかな。それで、車両の購入費か何かはなくなって1,000万円減っているのか。

ここの1,000万円減ったところの内訳というか、それを2か所だけ質疑します。

○落合地域包括ケア推進課長 先に75歳以上の予防把握事業のほうを説明させていただきますが、今まで介護保険事業のほうで主にやっていたものが、今度、後期高齢者医療保険のほうの委託でやられることになります。それは、焼津市に限ったことではなくて、国の方針によって全国で一律に行われるものでございます。

高齢者生きがい活動支援事業費につきましては、今まで一般会計予算の中でやっていたものを、対象者を広げまして、保健福祉事業としてこちらのほうに移したものです。

○川村介護保険課長 認定調査費の1,000万円の減でございますが、認定調査自体が、件数がこれから減ってくるということで、申請件数の減と、車両については車検の費用がかからない部分が出てくるということでございます。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 何点かお伺いします。

285ページ、被保険者保険料、前年度より98%、3,000万円ほど減額とされておりますけれども、これは、低所得者対策で第1段階の方が0.4から0.3に下がった。第2段階の方が0.75から0.5、第3段階が0.75から0.7に保険料を軽減したということで、それぞれの段階で何人分になっているか。

それから、これは、新年度だけになるのか、3年間とか、期限はあるでしょうか。

2つ目に、同じ285ページの国庫補助金の4番目、保険者機能強化推進交付金、これ、初めて予算がついております、2,500万円。これは、インセンティブ交付金ということで、保険者努力支援交付金になると思うんですけども、特に介護予防とか健康づくりなどの取組を重点的にやっている市町に評価されるということでつくんですが、どの事業が評価されて交付されると見込んだか、お聞きします。

それから、歳出ですね。297ページ、298ページ。通所型サービスB、これ、住民主体によるサービス事業費が40万円ということで、初めて焼津市で予算化になっております。どの地域で住民主体でやるのか。この40万円というのは、何の事業費。住民主体ということはボランティアだと思いますので、その予算の内訳を教えてください。

それから、300ページ、一番下の認知症総合支援事業費、これ、1,121万7,000円って去年よりかなり増えているんですけども、説明資料ですと226ページに認知症支援の対策事業費に要する経費ということで1から5項目ありますが、どこが増えたか、どの事業が増えたのか教えてください。

あと、見つからないのがあるんですけども、国のほうで予算化しているのがハラスメント対策推進事業費、これが焼津市の予算の中に入っているのか。実は、日本介護クラフトユニオンというところによります2018年のアンケート調査ですと、介護職員の皆様が、74%の方が利用者や家族などに何らかのハラスメントを受けたという、こういう調査も出ております。そのために補助者をつけて、例えばヘルパー、2人でホームヘルプサービスに行くとか、そういうことが予算づけが出ておりますけれども、これが焼津市の予算の中に入っているのかどうか、分からないので教えてください。

それから、あと、介護職員の処遇改善、これもどこかに入っているのでしょうか。勤続10年以上の介護福祉士が月額8万円相当の処遇改善がされるということですが、焼津市内の状況というのは、そんなに大勢いらっしゃるのか、どういう状況なのか。実際には、介護労働者の離職率というのは、勤続1年未満が全体の4割、3年未満が約6割、10年も働き続けるというのはなかなかいらっしゃらないみたいなので、そういう状況では大変厳しい状況だと思うんですけども、その辺についての予算化がどうなのか。あるのかないのか、焼津の状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

最後に、先ほど、渋谷委員への答弁にもありましたけれども、現在は介護保険第7期計画ですよね。それで、平成30年度から平成32年度で、新年度、1年かけて第8期介護保険事業計画の策定を行うということで、スケジュールとかアンケートとか、あと、内容について保険料の所得段階とか、いろいろあると思うんですけども、国のほうが今現在示されているのは、高額介護サービス費の負担限度額を引き上げるとか、介護サービスの利用料を2割なり3割にするという。そういう自己負担を増やす。それから、低所得者の施設入居者の食費とか住居費の負担増ということで、給付を縮減していく、そういうことが言われておりますけれども、そういうことも併せながら計画を練っていると思うんですけども、それに対してどういうふうにお考えになるのか、今の時点で分かる範囲でお願いしたいと思います。

以上です。

○落合地域包括ケア推進課長 私のほうからは、3番目と4番目、それから処遇改善のほうを分かる範囲でお答えさせていただきます。

まず、サービスBでございますが、来年、和田地区と小川地区にて開催を予定しております。40万円の内訳なんですけど、1か所20万円の運営費、いろんなものもろもろを含めまして運営費を20万円、2か所で40万円ということで予定をしております。

それから、認知症総合支援事業費のほうでございますけれども、増えたところを言いますと、説明書4番目の物忘れスクリーニングに係る委託料というものが1,100万円ほど増えております。なお、先ほど説明させていただきましたが、後期高齢者の健診事業にフレイルに関する質問表をそちらのほうでやるということになりましたが、実は、一緒に物忘れスクリーニングというのをやっております。75歳以上の方については、そちらのほうは主に後期高齢者医療のほうに移ったんですけど、物忘れスクリーニングについては、引き続き介護保険のほうで給付でやらせていただく関係で……。

○深田委員長 75歳の人も。

○落合地域包括ケア推進課長 75歳の人も、なので、認知症に係る質問項目があるんですけど、焼津市では認知症の早期発見と早期対策のために物忘れスクリーニング等をずっと実施しております。その関係で、予防把握事業のほうにその項目がなくなってしまったので、認知症の関係ということで、事業費について、これも医師会さんに委託をさせていただいてやっている事業なんですけれども、そちらのほうは1,100万円ほど増えてございます。

それから、処遇改善の給付事業の予算ですけども、こちらにつきましては、それぞれの事業、地域密着型でございましたら地域密着型の給付費のほうへそれぞれ予算されると。これは、ほかの給付費もそうなんですけれども、サービスをしましたらその分が国保連のほうに請求されるような給付金ですとか、その中に含まれて払われているのでございます。

その関係で、介護者の離職とか、そういったことについては、市内については詳しい資料については把握してございませんが、介護保険のほうで少しでも介護事業者の支援になるために、今年もやっておりますけれども、人材の育成につきまして初任者研修を実施しております。来年度も引き続き初任者の方に研修しまして、離職者の関係ではないんですけども、少しでも事業者が人材確保できるようにという形で事業のほうを

進めているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

- 川村介護保険課長 私のほうからは、まず、保険料の軽減についてですが、1号被保険者、2号被保険者、3号被保険者について、先ほど委員がおっしゃっていましたが、軽減強化が、第1段階ですと0.45から0.375、第2段階が0.65から0.525、第3段階が0.75から0.725ということで、各人数についてですが、第1段階についてはおよそ4,200名ほど。

第2段階については1,700名ほど、第3段階については2,300名ほどについて軽減が行われるものと考えております。また、令和2年度分については、新しく国のほうで政策が決まりましたら、また来年度早々に変わってくるところがあるのかなとは思っています。それは、今年度の6月定例会で補正予算として上げておりましたが、それと同じようなものが出るのかなということは考えております。

次に、保険者機能強化でございますが、来年度、令和2年度では2,500万円ということで上げておりましたが、今年度については65の項目についてこちらで評価をしております。65項目についてはこちらで全部調べてやっているというところでございます。主な項目としましては、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた構築であるとか、自立支援、重度化防止等に対する施策の推進、また、介護保険税の安定化に資する施策の推進ということで、これらの項目をこちらで改善しておるところでございます。

次に、第8期介護保険計画の策定のスケジュール等でございますが、また、これも国のほうの指針がこれから示されていくものでございますので、こちらのほうも来年度に決めていきたいと思っております。来年度については、運営協議会を5回予定しておりますので、その5回の中で委員の皆様にご意見を聞きながら決めていくということがあるかと思っております。

- 落合地域包括ケア推進課長 ハラスメントの関係でございますが、当然そういったものが問題になっているところは承知はしておりますけれども、ただ、事業費として正式に給付の対象になったとか、そういったことについては今のところ聞いておりませんので、来年度は予算化してございません。

以上でございます。

- 深田委員長 やっぱり国のほうで今期予算化しているもので、それを焼津市が実態を把握していただいて、ぜひそれが予算が出るというふうな思っているんですけども、ただ、国のほうが認めているのが、研修を受けた有償ボランティアの人を1人つける場合にはいいですよ。だけれども、実際には、やはり適切なケアができるのかとか、実効性があるのか、そういう心配もありますので、それと、あと、同性介護。男の人のヘルパーさんがいたほうが、男の人はやりやすい。逆に、女性のほうが大変な状況があるものですから、そういうことも必要ではないかなと思うので、やはり運営協議会とかいろんな会合があるので、その都度、現場の実態をよくお話を聞いていただいて、改善すべきところは新年度でもしていただければと思います。

それから、保険者機能強化については、65項目ということで、たくさんあったので、もし、後で結構ですので、65項目全部見せていただければと思います。教えてください。

それから、住民主体のサービスBの関係では、和田地区と小川地区ということですので、運営費20万円ずつ。何かミニデイサービスですと1か所10万円とか、その倍の金額になったくらいになるんですけれども、どういう運営をされるのか、この2か所それぞれまた違うと思うので、運営の方法、20万円の使い道というのはどういうものなのか、場所代も含むのか、そういうのは無料になるのかとか、そういうところも教えていただきたいと思います。

介護職員の処遇改善については、地域密着型のサービスの申請、請求があった中で分かるということなので、決算にならないと分からないということですか。予算のところでは分からない。

それともう一つ、認知症対策のところ、国の認知症対策推進大綱がありますけれども、この中の政策の柱に共生に加えて予防を打ち出して、70代での発症を10年間で1歳遅らせる。これを目指す指標を提示しているということなんですけれども、予防を柱に据えるという自体が、認知症の方とか、その家族の方は、それが自己責任、それでちゃんとやらなかったら排除されるんじゃないかという心配の声も上がっておりますので、当事者とか家族の方は、そういう強い危惧という声が表明もされているということなんですけれども、焼津市の場合は、これについてどういうふうにやっていくのか。認知症対策が、先ほど、スクリーニングとか、こういうのがあるんですけれども、目標数値を立ててやるのか、それとももう少し弾力的にやっていくのか、その辺のことをお伺いします。

○落合地域包括ケア推進課長 認知症施策については、国は確かに共生等ですか予防という形にやってございます。予防については、医学的な関係と非常に強いところがございまして、なかなか行政としてやっていくのは難しいかなと思いますが、社会参加をすると健康寿命が延びるというエビデンスはございます。静岡県では、お茶を飲むと健康寿命が延びるというエビデンスがあるよということでございまして、今、まさに今年もやってございますが、居場所づくりとか、そういったもの等を推進しまして、閉じ籠もりがちな高齢者になるべく少なくなるように、地域の方が見守りをしていただくような体制を進めていくところでございまして、予防ではないんですが、認知症のキャラバン・メイトと、皆さんも御記憶のようにサポーター養成講座、今年は小学校、中学校もやってございます。認知症の方の理解を深めるということで推進をしておりますので、委員、御心配のこともございましてと思いますが、焼津市では、そういったことでまず認知症の方はどういう方だよというところの理解を広めているところでございます。

それから、サービスBでございまして、補助金という形で今現在予定をしております。科目につきましては、人件費であったり消耗品であったり、賃借料だったりを考えてございます。20万円上限という形でございまして、その中でやっていただきますが、主にミニデイサービスのほうは生きがい活動みたいな形で茶話会みたいなことをやっておりますけれども、サービスBにつきましては、介護予防を重視、自立支援という形でやっていただく予定でございまして、お菓子を提供したり、そういったことなく、運動機能の向上とか能力機能の向上とか、そういったものが主な事業になると考えております。

以上でございます。

- 深田委員長 分かりました。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第7号「令和2年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第16号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田委員 これ、単純に組替えなんだけど、県負担と国庫負担のね。そもそもこれはサービスの内容を間違えて計上しちゃったのか、それとも内容が途中で変わったのか、その辺はどうなのでしょう。
- 川村介護保険課長 今回は、施設介護サービス給付費の年度途中からの増額ということで、施設介護サービス費の増額に伴って組替えをするものでございます。施設介護サービス費の中で特養と老健、それと介護医療院とあるんですが、その介護医療院について焼津市では今年度6月から介護医療院が1個開設しております。ですので、介護医療院の開設分と、また、特養であるとか老健が、介護医療度が高い方が多くなってきたのかなというところで、こちらが、施設分が増えているということで組替えをするというものでございます。
- 岡田委員 要は、増えたのなら、そっちの予算を、再度要求を増やすべきじゃないの。
- 川村介護保険課長 施設介護サービス給付費が増えて、居宅介護サービス費については、まだ予算内で収めることができるものですから、居宅介護サービス費については、ショートステイであるとか、そういった実績が上がっていないところがあります。それが、施設介護サービス費のほうに移っているのかなというところで、居宅介護サービス費のほうで、実績がこれ以上上がらないというようなところで、そちらから移替えをするというところでございます。
- 岡田委員 そこで心配になるのは、要は県と国のそれぞれの負担額が違うものだから。内容的に問題ないですね、いわゆる組替えは。そこだけ心配です。
- 川村介護保険課長 実際、組替えは問題ないということでございます。事業計画内で給付費がこれだけありますよという中で決められた額でやっているものでございますので、そこは問題ありません。また、国県の差異についても、それは組替えするというところで問題はございません。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第16号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（11：59～12：58）

- 深田委員長 会議を再開する。
防災部所管の議案の審査に入る。
議第30号「焼津市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田委員 1点教えてください。事業所団員、並びに市役所団員、それぞれの所属分団、こういったものはどういうふうな形になるのでしょうか。
- 川村地域防災課長 所属につきましては、機能別消防隊に属します。
分団には入っていないです。
- 岡田委員 いざ動きますといったときに、どのような出動態勢になって、どのような機能として消火活動に従事するのでしょうか。
- 川村地域防災課長 平日の消火活動ということで、基本的にはその事業所、あるいは市役所の近隣、近辺と徒歩圏内の火災に対して出動をして、あと後方支援ということで、交通整理ですとか、機材の片づけだとか、そういったものを想定しております。
以上です。
- 深田委員長 副委員長、交代してください。
- 太田副委員長 交代します。
- 深田委員長 具体的に何名ぐらい配属を求めたいというのはあるんですか。各地域に何人ぐらいは事業所団員が必要だとか、市役所内もそうなのか。
年齢の若い人がいいのか、何かそういう条件とかがあるのかないのか。
市役所団員には報酬を支給しないけれども、事業所団員には報酬を支給するというところで、それが幾らになるのか。
出動態勢の話が岡田委員からも話があったんですけども、消防団員が遅くて、仕事の都合とか、市外にいたりという方もいらっしゃいますよね。先にOBの支援団員とか、市役所団員とか、事業所団員が来てしまった場合は、消防士のお手伝いをするのか、補佐をするのか。OBは情報、いろいろやり方を分かっているから、何か先に動くような、そんな感じもあるんですけど、それは絶対にやっちゃいけないということになるのかね。
規約とか要綱とかをつくると思うんですけども、保険もちゃんとこの人たちは入るということですよ、どういう保険になるのか分かりませんが、その辺のことを教えてください。
- 川村地域防災課長 まず、数なんですけど、今のところ事業所団員のほうにつきましては、1事業所で10名程度の予定をしております。実際には、もう各方面にあればいいんですが、取りあえずは1事業所で10名程度の隊員を組ませていただいて、随時増やしていけ

ればいいかなというふうに思っています。

それから、市役所団員のほうですけど、今のところ本庁の職員で8名程度を予定しております。その中で若手職員を含めて、班長は消防団OBの方がいればその方を優先してお願いしていきたいと思いますが、市役所団員については、一応希望者を募って組織していきたいと思っています。

それから、条件としては特に若いとか年だとかというのはないですけど、基本的には若い方をお願いしたいと思っています。

それから、年報酬ですが、市役所団員のほうは払いませんけど、費用弁償は出勤に対しては予定しております。

それから、事業所団員につきましては、今の機能別消防隊と同じ年1万5,000円を予定しております。

出動態勢ですけど、基本的には消防団の後方支援ということで、常備消防の手伝いかかというわけじゃなくて、あくまでも消防団が出動したところの後方支援というふうに考えています。

以上です。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第30号「焼津市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で防災部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩(13:08~13:10)

○深田委員長 会議を再開する。

市立病院所管の議案の審査に入る。

議第19号「令和元年度焼津市病院事業会計補正予算(第2号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 要は、今年度予定していた事業が来年度以降になったと。その分に関して当然事業的収入のいわゆる企業債を発行しませんよ。そして、当然のことながら資本的支出もなくなりますよ。こういう形で考えていいですね。

○鈴木企画経理課長 はい。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第19号「令和元年度焼津市病院事業会計補正予算(第2号)案」は全会

一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第11号「令和2年度焼津市病院事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 まず、今年度予算の中で個室使用料です。これ、随分下がっているんですよ、去年に比べると予算。この辺の理由、どうしてなのかな。

次に、53ページ、入院セット、医療とのバランスを考えるとどのぐらいの効率が上がってくるのか。手数料も入りますけれども、それ以上にどれだけの効率が上がっているのかというのを教えてください。

それから、59ページ、電算機保守委託1億2,275万8,000円。これは、月平均1,000万円。これは具体的に保守点検、どのようなものを委託しているのか、細かい点を教えてくださいいただけますか。

○寺田医事課長 電算機保守委託につきまして説明させていただきます。

病院総合情報システムを更新したわけですが、それに伴います機器が全体で44本つながっています。その44本の保守、点検ということで、この金額となっています。

主なものを申し上げますと、電子カルテシステム、あと薬剤の関係のシステム、放射線の関係のシステム、窓口の診療報酬請求に係るシステム等々が全部合わさりまして44本ということで、この金額となっています。

以上、説明とさせていただきます。

○幡野用度施設課長 入院セットの関係の御説明を申し上げます。

今、資料を分けさせていただきました。これが業者のエランというところが患者さんに見せるための案内になります。Aプランにつきましては、これはいわゆるパジャマとか浴衣とか寝巻き、それと、バスタオルとフェイスタオル、これが1日当たり税抜きで350円。それから、Bプランの紙おむつプラン、これは税抜きで380円ということになっております。

これを利用しますと、サービス品ということで、コップだとかボックスティッシュだとかというのがついてくるというような格好になりますので、患者さんにとりましては、いわゆるほぼ手ぶらで入院することができる。退院するときも大きい荷物を持っていかなくていいということになります。

従前ですと、このパジャマとか寝巻きとかというのは、病院から貸与ということで、診療費とともに頂いておったんですが、これは業者さんと患者さんが直接契約するというような仕組みになっております。

現状で言いますと、大体利用率は7割、8割ぐらいということになりますので、特に紙おむつについては、老老介護で、自転車の前と後ろにおむつを積んで病院へ行くような高齢者の姿を見ておりますので、そういうものもなくなるものですから、非常にいいプランかなというふうに考えております。

以上です。

○鈴木企画経理課長 個室使用料、室料差額収益、昨年よりも減っているということで、予算自体、今年度は8,016万4,000円、新年度は7,128万円と減額計上となっています。

令和元年度の1月までの室料差額収益ですが、おおむね6,100万円でございます。年換算にしますと3月末で7,300万円から400万円の計上となると思うんですが、年々やはり入院患者さんも大部屋が空いていけば大部屋でと。個室料金がかかるものですから、御希望が多いのは事実です。年々実績として個室使用料が減っているものですから、それに準じて予算設定を低くさせていただきました。

以上でございます。

○岡田委員 入院セットは、患者さんにとってはすごく便利だし、実際使わせていただきまして、非常に役に立ったと思う。

経費として、今まで院内でやっていたそれに関する経費に比べると、どのぐらいの効果が出るのかな、そこが知りたかったんです。

もう一つ、電算機の保守ですけれども、これ、44本の保守を行います。具体的に、保守は毎日来て見ている、それとも、どこかで一括してセンターで見えてくれて保守しているのか。あるいは常駐しているのか、そのような具体的なものというのを教えてくださいませんか。

その2点、まずお願いします。

○幡野用度施設課長 入院セットのほうなんですけど、これを開始する前におおよその概算を立てさせていただきました。結局は、寝巻き等の賃借料などの費用と比較してみましたら、おおよそ導入した後も前もほぼ同じぐらいでした。

一番よいところというのは、看護師の手間がかからなくなったということと、患者さんのほうにとってみれば、大荷物を持ってこなくてよくなったということがプラスだと思います。

以上です。

○寺田医事課長 電算機保守に関してですが、電子カルテシステムにおきましては、SBS情報システムに委託しているわけなんですけど、常駐の職員は2名おります。土日は除きますが、ほぼ毎日常駐しているというような状況になっております。

その他ほかのシステム等は、毎日保守に来てもらっているということではなくて、それぞれの会社でリモートで管理していただけるという形になります。ただ、障害等が起これば、その会社の者が来ていただいて、応対だとか、あとは修繕だとか、そういうこともやっていたらいい状況になります。

以上です。

○内田委員 2点だけ教えてほしいんですが、まず、資産購入の中で、医療機器購入で2億円ですか。説明では、手術台ほかとなっていますけど、主なものだけ教えていただければと思います。

もう一点は、55ページ、給与費の報酬のところの応援医師報酬3億6,990万円ですけど、何名とか、そういった数値的なものを教えてほしい。

○幡野用度施設課長 医療機械の関係なんですけど、来年購入を予定しておりますのは、2,000万円以上で言いますと、先ほどの申し上げた手術台システム、それから、1,000万円以上で言いますと、光干渉断層計という眼科外来で使用するものでございます。それ

から、鼻咽喉ビデオシステム、これは、耳鼻咽喉科の外来で使用するものです。それから、マンモグラフィーのシステムの更新と生体情報管理システムの更新というものになります。

- 塩谷病院事務部次長 ただいまの質疑は、応援医師の人数というようなことであつたと思いますが、本年度の2月までの人数で見ますと、それぞれ各診療科、それから、あと当直等もありますので、いろいろ外部の先生に応援依頼をお願いしているところがございます。実人数でいきますと72名の先生方をお願いをしているという現状でございます。以上でございます。

- 深田委員長 副委員長、交代してください。

- 太田副委員長 交代します。

- 深田委員長 今回の応援医師72名の関係なんですけれども、今、勤務医の働き方改革ということで、収入予算には公費が入っているんですけれども、そうした国などからの補助があつて、応援医師を依頼する対応ができていますのか。

それから、焼津市は、過労死ラインを超えた過重労働が医師に多いということなんですけれども、その実態はどうなんでしょうか。

それから、ふるさと納税でがん検診を受けられるということをお聞きしたんですけれども、以前現地調査でお話を伺いに行ったとき、3か月待ちだよということで、かなり予約も多くいらっしゃるということだったんですが、県外、市外の方ががん検診のふるさと納税で予約を入れて、市内の人も入れて、待つほうはどっちが早いのかなとか、ちょっと心配になっちゃうんですけれども、そうした心配というのは特にないのでしょうか。

それと、来年3月からマイナンバーカードの健康保険証の利用が始まると思うんですが、そのためのマイナンバーカードによる本人確認の顔認証リーダーとか、端末とか、システムの導入とかというのが随時されていくと思うんですけど、焼津市の取組というのも全国同様にその準備もされていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

- 関病院事業管理者 医師の働き方改革についてですけど、確かにうちの病院、かなり時間外労働が多い医師がいて、これから取り組まなくちゃいけないことなんですけど、今のところは規制の対象になっていないんですが、4年後には上限規制が施行される予定になっています。

先ほどの応援医師の話なんですけど、もちろん足りない科の非常勤で外来をやってくださっている医師もいますけど、一番メインは土日の当直なんですね。これは基本的には東大のほうから来ている医師が本当に多いです。何十人かの先生でローテーションを組んでやってもらっているということで、それがなくなると、うちの病院の医師の時間外労働はさらに増えて、地方の病院の医療は崩壊すると。

ただ、大学のほうで医師の働き方改革を厳重にやると、外に出せなくなるという可能性があつて、そこが一番の問題なんです。

だから、うちの病院にとっては、お金がかかりますけど、うちの病院の医師時間外労働を減らすという意味で非常に有り難いんですが、国などの補助の対象ではないので、比較的給料が安い大学の医師をお願いしているということです。

- 寺田医事課長 マイナンバーカードの関係になりますが、今現在、どのぐらいの進捗か

といいますと、2019年5月にマイナンバーカードの健康保険法との改正案が通ったということになっていまして、2021年の3月から運用開始というようなことで聞いておりますが、SBSとか富士通だとか、電算機器を扱っている会社のほうにも具体的な仕様というのはまだ示されていないということを聞いております。

ですので、今回の予算の中にそれらの機器等の分は盛り込まれていないような状況になっています。

これというのは、日本全国一律にできればいいんでしょうけど、どうしてもそれらカードを読む機械だとかというのは、高額になってくとも考えられます。また、カード自体を持っていない患者さんもいるという認識をしておりますので、通常の保険証とマイナンバーカードの保険証が混在するような利用がしばらく続くのかなということも考えております。

状況としまして、今現在、病院として情報収集には努めておりますが、具体的にいつからというようなことにはまだ決まっていないというような状況であります。

以上でございます。

- 内藤診療技術部長 総合がん検診についてですが、今年度としては342件の実施をしております。先ほどおっしゃいましたように、市内、市外につきまして、分け隔てなく順番で予約を取っている状況でございます。

昨年の6月時点で3か月待ちというようなお話をさせていただきましたが、現在は、それよりも延びているというようなことはなく、もう少し短くなっている状況です。

- 太田副委員長 委員長に戻します。

- 松島委員 ページで言うと56、57ページのマテリアル費、目の薬品費に関してなんですけど、合計金額としては16億2,059万1,000円ということなんですけど、これは、前年に比べてどの程度変化しているのかなと思いましたが、昨今、高額薬品のこといろいろ言われている中で、かなり経営に影響するのかなと思いましたが、前年に比べてどうかということ、顕著なものがありましたらピックアップして教えていただきたいと思っております。

もう一つなんですけど、ここには、予算書だものですから、実績に伴うことは余り出ていないことで、予算に関係ないことで聞いてどうかと思ったんですが、非常に気になっていたんで、この際なので聞かせていただきたいんですが、人口減少、少子高齢化という時代にあって、産婦人科と小児科、ここは、入院と診察に訪れる方というのはどのように推移しているのかなと思ひまして、分かる範囲で結構です。予約者数で言うところのぐらいい減っているよとか、患者数としてはこのぐらいい減っているよという、そういうものが顕著に出ているのではないかなと思ひます。それがやはり選ばれるまちとしては、焼津で診てもらえれば安心する方も多いと思うので、そういう方が市外に行かれないように何とか食い止めていただきたいという部分もありまして、その辺の推移等が、分かる範囲で結構です、教えていただきたいと思ひます。

- 幡野用度施設課長 マテリアル費の関係なんですけど、このマテリアル費の予算を立てているときには、今年度の傾向を見まして、ほぼ同じぐらいい金額になるような形で設定させていただいております。

また、年度の途中で昨年度は整形外科の関係のマテリアル材料が多くなったりとか、今年度につきましては、がんの関係のマテリアルが多くなったりとか、これはやっぱり年度が始まっ

てみないとなかなか分かりませんので、年度が始まりましたら、そこら辺を分析させていただいて、補正させていただくかもしれないというところで御理解いただきたいと思います。

○寺田医事課長 産婦人科、小児科の件でお話をさせていただきたいと思います。

今年、今年度に関しまして、産婦人科、小児科がどうなっていくかというような患者さんの推移になりますが、産婦人科の入院患者数は3,000人ぐらい前年度に比べて減っております。それで、小児科の数におきましても、1,400人程減っている状態です。

産婦人科と小児科は、やはりお産関係で密接な関係がありまして、産婦人科が減っている要因としまして、やはりお産の患者さんが減っているということになりまして、お産の中で正常分娩だけではなくて、子どもがNICU、GCUというような集中治療室に入るといふことでもあります。その集中治療室に入る患者さんも減っているといふような状況になっております。

産婦人科は3,000人強、外来の数値もやはり産婦人科は1,000人ぐらい減っております。小児科におきましても800人程度減っていると。これは、2月までの数字となっておりますので、また3月分が加わると、それプラスアルファという数字になってくるのかなというように推測をしているところでございます。

○関病院事業管理者 今の産婦人科の補足なんですけれども、今年度途中ぐらいから大分減っているの、何が原因だろうとずっと分析はしていますし、市内の開業医ともどうなのという話はしているんですけれども。

数字で言うと、藤枝市立総合病院の産婦人科はうちの大体3割、4割ぐらいの規模ですが、うちの半分ぐらい、1,500人減っているんですね。だから、やはり今は全体が減っています。

この地域から静岡市に行くことはまずないというので、多分、要するに人口減と、あともう一つは、よく言われているのは、令和婚で少し遅れて減ったんじゃないかという話があるんですけど、これは今後見てみないと分からないですけど、自然減の要素が一番強いと思います。

それと、あと先ほど薬品費のことで補足なんですけれども、支出は確かに増えるんですけど、高いものは院内で処方するようにしているので、それは収入にもつながる。だから、必ずしも高い薬を使ったら損になるわけではないということです。

○松島委員 薬品に関してなんですけど、私は新薬が出たり、効果が高いと思われるものは積極的に導入していただきたいので、ここは薬品費がかかるよと言われても、しょうがないなというつもりでした。それぐらい、今、市民が、特に新型コロナウイルスの件なんかで、非常に医療に関しての興味が高くなっている中で、焼津市が先進な医療をしているということは、望ましいことではないかなと思いますので、応援したいなと思っています。

それから、今、産婦人科、小児科の件をお聞きしましたけれども、やはり選ばれるまちとしてというところで、増えればうれしいなと思ったんですけども、全体的にこれは減っているなということは、管理者のほうからも、今、御説明がありましたので納得できるころではあります。やはりこの辺は、将来的には積極的な前向きな方向でやっただくという中で展開していただければうれしいなと思いました。

それで、もう一つだけ確認したかったんですけども、保育所運営費がついています。それで、現状、働き方改革ということの言葉も出てきたものですから、気がついたんですけども、今、保育士さんは何人ぐらいがいて、預かっている子どもさんの数というのはどれぐらいなのかなと思ひまして。

あと、今は、新型コロナウイルスの関係で預かりをやっていない状況でよろしいでしょうか。

○塩谷病院事務部次長 院内の保育所の関係でございますが、こちらは、基本的に院内職員の医療職の方を中心にそのお子さんが勤務ができるような形にするために設けているものでございます。こちらにつきましては、保育士につきましては、常勤、非常勤、合わせまして全部で11名おります。今、預かっている園児は18名でございます。

やっているかやっていないかということでございますが、当院の保育所につきましては、開園させていただいております。特に看護師は預からないということになりますと困りますので、当然衛生面につきましては十分注意する上で園は継続しております。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第11号「令和2年度焼津市病院事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第29号「焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第29号「焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第33号「損害賠償の額の決定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 説明は分かりました。この和解に関してですけれども、弁護士と、それから当然、裁判はないものですから、契約事項をきちっとやられたと思うんですけども、これに対して私知りませんなんていうようなことで、また裁判沙汰になるようなことがないような内容になっていますよね。その辺だけ確認したいですが。

○塩谷病院事務部次長 ただいまの委員の御質疑は、合意の内容につきまして契約書を取り交わしているかどうかというような御質疑かと思いますが、本件につきましては、まず患者さん側に和解の方針の金額をお示しさせていただきまして、今回内諾が得られま

したので、議会の議決を経まして、患者さん側とは文書の取交わしを行うこととなりますので、現在におきましては、まだ取交わしはしていません。

- 深田委員長 副委員長、交代してください。
- 太田副委員長 交代します。
- 深田委員長 腹腔鏡下手術はなかなか大変な手術というふうにお聞きしたんですけれども、この方だけではなくて、焼津市立総合病院の中でこうしたことが起こったということがこの最近でどのくらいあったかどうかというのは分かりますか。
- 関病院事業管理者 産婦人科だけのデータを探してきましたけど、取りあえず、過去十何年か、大体年間80件から百何十件の手術があって、1,749件のうち3例あったということです。だから、率にすると0.0017%。あつてはならない、ないほうがもちろんいい合併症ではあるんですけれども、ある一定の確率ではどうしてもこういう可能性があると思います。
- 深田委員長 産婦人科以外ではありますか。
- 関病院事業管理者 他には、泌尿科と外科があるわけですが、外科の場合は年間100件ぐらい手術があって、私が知っているのは、過去5年間で1例あったのは記憶しています。詳しいところまでは調べていませんけど、泌尿器科でも、ある一定の確率ではどうしても起こる可能性があります。
- 深田委員長 分かりました。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第33号「損害賠償の額の決定について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（14：40～14：49）

- 深田委員長 会議を再開する。
環境部所管の議案の審査に入る。
議第2号「令和2年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 渋谷委員 新屋中継基地の維持管理費が300万円ほど前年度よりも下がっているということですけど、要因というのは何なんですか。
- 嘉茂環境部次長 新屋中継地の維持管理費については、水道光熱費の減額を見込んでおります。

その理由としましては、来年の1月から新大井川環境管理センター、3月までに完成見込みでございますが、そちらの試運転を1月から予定していきまして、その3か月分を新大井川環境管理センターのほうへ持っていくような形を考えておりますから、新屋中継地のほうの下水道等を含めた水道使用料のほうが減っていく見込みがあるだろうということ減額を考えております。

以上でございます。

○渋谷委員 そうすると、新大井川環境管理センターが動くようになると、かなり新屋中継地の使用、維持費というのは下がってくるんですか。

○嘉茂環境部次長 委員がおっしゃるとおりでございます。

令和3年度からは、維持管理費が減額されるというふうに見込みはしております。

ただ、逆にし尿処理の運搬費の委託料が増える可能性は出てくるかもしれませんので、そこはどのような形で実施していくかということはあると思います。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 220ページと221ページの歳入のほうで、くみ取り手数料が前年度よりも211万8,000円増えているということで、4億179万5,000円ということなんですが、くみ取りと合併浄化槽、単独浄化槽、それと仮設トイレ、その内訳を金額と件数、どれが増えてどのところが増えているのかを、よくわからないので教えてください。数が減っていると思うのですが。

○嘉茂環境部次長 し尿くみ取り料につきましては、毎年減ってきている状況でございます。

あと、浄化槽の汚泥の清掃料については増加するというので、ただ、消費税の増税分もございまして、そちらのほうの見込んだ分で考えております。内訳としては、し尿のほうで2,454万5,000円程度です。浄化槽清掃手数料が3億7,720万円ぐらいになるものですから、し尿くみ取りの件数の割合で言いますと、令和元年の2月末調定額になりますけれども、し尿くみ取りが全体的なものの中では28.97%、30%を切っているの、し尿くみ取り件数は減っていくと。

ただ、し尿くみ取り件数の中で、イベント等の仮設トイレも含まれているものですから、通常の御家庭である生し尿のほうは減っているということで、浄化槽の清掃については件数で71%程ということで、実際に金額ベースでいくと、し尿くみ取りが6.2%程になっていきまして、浄化槽清掃が93.8%となりますので、ほぼ浄化槽の清掃手数料になっているという御理解でいただければと思います。

○深田委員長 し尿くみ取りと仮設トイレの割合というのは、仮設のほうの割合が多くなっているのか。

○嘉茂環境部次長 現状ですと、まだそこまでは行っていません。

○深田委員長 分かりました。

浄化槽の清掃というのは、半年に1回やるの。1年に2回やるのか、1年に1回でいいのか。それと、単独処理なのか合併処理浄化槽なのかというのが分からない。

○嘉茂環境部次長 この浄化槽の清掃につきましては、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、全て含まれていきまして、単独処理浄化槽においても、浄化槽のタイプによって違いま

して、1年に1回でいい場合と半年に1回でいい場合がございます。合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づいて通常は1年に1回ということで行っていただくような形でしておりますが、ただ、現在、焼津市の場合には、点検業者さんからか施主さんから御依頼があって何うものですから、必ず1年に1回やっているかという、若干違うケースもあるということは御理解いただきたいと思います。

- 深田委員長 やっていないお宅は、業者さんがやっているかもしれないし、全然やっていないかもしれないというのは、市で把握しているのか。
- 嘉茂環境部次長 今、説明に誤解があったのかもしれないですけど、全くやっていないのは空き家等で休栓というところがございますので、通常は1年に1回になっていきますけど、7人槽とか10人槽で、お二人で住んでいるケースだと、単純に考えると10人槽だと5年でもいいんじゃないのかというようなケースもありますが、ただ、浄化槽法上では1年に1回清掃が義務づけられているということでございます。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第2号「令和2年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第12号「令和2年度焼津市公共下水道事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
副委員長、交代してください。

- 太田副委員長 交代します。

- 深田委員長 公共下水道使用料が4億2,900万円を見込んでおりますけれども、この使用料というのは、一般世帯と事業所も含んだものだと思うんですが、内訳はどうなっておりますでしょうか。

それと、公共下水道はもうこれ以上増やさないということなので一部の地域になっていると思うんですが、この予算には一般会計からの繰入れとか、他会計の負担金、国庫補助が入っているんですが、かなり手当てをしなければ会計が成り立たないような状況なんですけれども、二十何%の地域だけに対応する形にしてしまっているのかってちょっと心配なんですけどね。

92ページの工事請負費、石脇川左岸雨水幹線舗装復旧工事、これはどの辺になるのか。

ここも公共下水道の関係の管を直すときに道路も直すのか。その道路も公共下水道事業の会計でやらなきゃいけないのか。道路課のほうでは、そういうところは持たないよということになるということですよ。

- 天野下水道課長 まず、下水道使用料でございますけれども、下水道使用料収入におきましては、令和2年度当初で4億2,900万円、税込み額ですけど見込んでおります。これにつきましては、調定件数が7万7,020件分の使用料収入というものを見込んでおり

ます。

また、下水道会計全体のお話になりますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり使用料収入だけで下水道事業会計を運営していくことは基本的には難しいということがございます。

下水道事業につきましては、単純に環境を守るための設備であると同時に都市計画事業であり、社会基盤整備ということがございます。公共下水道事業は汚水処理に関する設備と雨水処理に関する設備と2つの計画がございまして、今現在、事業計画区域は702ヘクタールございますけれども、その中につきましては、雨水計画というものも持っております。

そういった事業計画区域の中で雨水事業を対応する事業につきましては、本来ならば河川課が一般会計でやるものなんですけれども、その下水道事業計画区域に関しましては、下水道の雨水計画に基づいて下水道課が整備を行うということがございまして、その分に係る費用というものは一般会計からの繰入金として負担をいただいております。

そういった様々なところから社会基盤整備としての下水道を整備するための費用を負担していただいていると。

もう一つの石脇川左岸雨水幹線の話でございますが、場所と言いますと、瀬戸川の当目大橋、あれを通りますと左側に一方通行で斎場に抜ける道がございます。ずっと走っていきますと、石脇川がございまして、そのこのところにボックスカルバートを埋設する工事を平成29年度から行ってまいりました。

斎場周辺の治水安全度を高めるために、県と焼津市の河川課と下水道課による事業なんですけれども、それが今年度ようやく終わりました、今現在、仮舗装になって開放したところでございます。

来年度は、今年度やりました雨水幹線に伴います舗装復旧工事というものを下水道事業で計上させていただきました。

また、今現在、歩道設置工事を道路課で施工しておりまして、それが終わりましたら、最終的に下水道事業で復旧をしましょうという流れになっております。

○深田委員長 石脇川周辺は公共下水道の入っている地域ということですか。

○天野下水道課長 サッポロビールに行くところの市道南部線という高架の下辺りは、市街化区域と市街化調整区域が分かれているところでございまして、その高架よりも南側が下水道区域になっておりまして、それよりも北側の斎場のほうが市街化調整区域でございまして、その雨水処理事業は河川課のほうで実施をしております。

○深田委員長 分かりました。

最初にお答えいただいたのは、4億2,900万円の使用料に対して、7万7,020件分ですよということですよ。それは、一般家庭世帯と事業所と両方合わさっているということですよ。その内訳は分かれていますか。

それと、面積にすると、公共下水道が通っている範囲というのは、市域のうちの3分の1ぐらいじゃないかなと思うんですが、面積にするとどうなんですか。

○天野下水道課長 まず、事業所と一般の内訳でございますけど、基本的には事業所と一般のお宅と入っている件数でございます。

ただ、その内訳に関しましては、水道で使った分だけ下水道で処理をするというよう

な考え方でやっておりますので、水道の口径別で分けておるものですから、今、すみません、数字がございませんので、改めまして、資料を提供させていただきます。

それで、面積でございますけれども、現在の事業計画区域、いわゆる下水道を公共下水道で整備しますよというふうに法的に宣言している区域が計画区域で702ヘクタールございますが、そのうちの現在整備済み区域でございますが、550.38ヘクタールでございます。これが公共下水道が使える区域でございます。これは平成30年度末になりますので、1年前の数字なんですけれども、今年度はまだ数字が出ていないものとなります。

○深田委員長 焼津市全体で公共下水道整備済み区域はどのぐらい。

○天野下水道課長 市域は、70.31平方キロメートルで、それに対して550.38ヘクタールなので、約7.9%ということになります。そのほかは合併処理浄化槽ということで、あとはコミュニティプラントもございますけれども、整備という方針を出させていただいたところでありませう。

○深田委員長 確認ですが、この約7.9%以上はもう増やさないということでしたよね。

○天野下水道課長 一昨年11月の定例会で市長から答弁させていただいたんですが、基本的には、これ以上、下水道の整備を拡大するということは、現時点では考えておりません。

○深田委員長 増やさないけれども企業会計に移行したというのは、企業会計でやれば、そちらで増やす分にはいいというふうに考えるのか、でも、今の段階だと市がやっているものだから、これ以上増やさないよということでここに収まるんだけど、これが国のほうでは、水道も民間委託の方向にどんどん出しているじゃないですか。だから、その辺がちょっと心配になるわけ。どうなんですか。

○天野下水道課長 まず、企業会計への移行でございますが、これは総務省の方針でございます。令和3年度から完全に公共下水道事業も総務省通達により企業会計へ移行しなさいという方針が出されたものでございます。

その企業会計移行といわゆる生活排水処理の見直しはまた別の話でございます。仮に下水道をこれから整備していきますよという方針を出したとしても、企業会計への移行は、それはもう必須だということでございます。

○深田委員長 分かりました。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第12号「令和2年度焼津市公共下水道事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で環境部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会(15:37)